

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

最低賃金の改定額について

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、2019年8月9日までに答申した令和元年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、**10月1日から10月上旬までの間に順次発効**される予定です。

都道府県	令和元年度改定額	平成30年度最低賃金額	引上げ額	発効予定年月日(※)
東京	1,013	985	28	2019年10月1日
京都	909	882	27	2019年10月1日
大阪	964	936	28	2019年10月1日
兵庫	899	871	28	2019年10月1日
奈良	837	811	26	2019年10月5日
福岡	841	814	27	2019年10月1日

(※)発行予定年月日の日付は異議申出がなかった場合の日付

今回、東京・神奈川で全国初の時間額1,000円超えとなりました。改定額の全国加重平均額は901円(昨年度は874円)で、全国加重平均額27円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降最高額です。

10月までに従業員個々の時間当たりの賃金額を把握し、発効日以降は最低賃金額を下回らないよう賃金額を更新して給与計算ができるように準備しておきましょう。

氏名・住所変更手続きについて

従業員が結婚して氏名が変わりました。また、来月新居へ引越しも予定しています。どのような手続きが必要でしょうか？



①

はい、まず雇用保険についてですが、氏名変更届が必要です。住所についてはもとも雇用保険では届出不要ですので、変更届についても不要です。

次に社会保険(健康保険・厚生年金)についてですが、マイナンバーと基礎年金番号が紐付いている方については、氏名変更届や住所変更届の提出は原則不要です。



②

基礎年金番号とマイナンバーが紐付いているかどうか、こちらではわからないのですが・・・

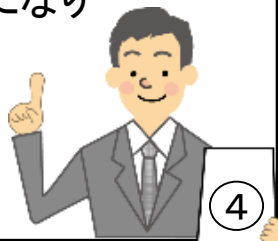


③

ご本人に確認してもらう場合は、「ねんきんネット(※)」で確認できるほか、年金事務所へ問い合わせることにより確認できます。

また事業主様へは、毎年定期的に従業員のうちマイナンバーが未収録となっている方を記載したリストが送付されます。(昨年は8月下旬発送、今年は送付時期未定)リストが届いた際には、マイナンバーを記入して返送することにより、従業員の氏名・住所変更の届出が不要になりますので、きちんと返送するようにしましょう。

(※)インターネットを通じて自分の年金情報を確認できるサービス



④

もし、紐付けられていないことを知らず何もしなかったらどうなりますか？



⑤

氏名については、紐付けられていれば新氏名の保険証が届きますので、しばらくたっても保険証が届かない場合は(おおむね1ヶ月)、氏名変更の届出をしましょう。

また、住所変更については毎年誕生日にねんきん定期便が届きますが、紐付けられていないと、旧住所へ発送されます。引越後にねんきん定期便が届かない場合は住所変更の届出をしましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2019.8.19



イラスト協力: WANPUG